

令和8年4月8日

鴻巣北小学校PTA会員各位

鴻巣市立鴻巣北小学校  
PTA会長 西脇 武利  
校 長 田川 豊

## PTA規則集の変更について

PTA会員の皆様におかれましては、日頃よりPTA活動にご理解、ご協力を頂き、誠にありがとうございます。

さて、今年度検討してまいりましたPTA規則集の細則一部変更について、規則集『第64条 細則』に則り、執行委員会で決議いたしましたのでご報告申し上げます。

変更いたしました細則を学校ホームページに掲載いたしますので、ご確認お願い申し上げます。

### 記

#### 1. 変更内容

① 「細則－2 学年委員会運営規定」 5. 活動内容 1) 全学年共通の活動内容 P9

2行目 ・無事かえるマスコット制作

\* 2行目削除

② 「様式－2 一般会計収支計算書」 2. 支出の部 P21

委員会活動費                      いちょうっ子パパ

支部

卒業準備委員会

\* 下線の項目追加

③ 「様式－6 執行票」 科目処理 P25

(変更前) 支部活動費  
(変更後) 委員会活動費

\*項目名の変更

4 「細則－9 「資源回収」の実施手順」 P27

◆広報活動について 実施（雨天決行）及び、中止の場合、拡声器を使用し広報活動を行う。

《時間》実施の場合…8時30分～9時30分（目安）

中止の場合…8時00分～9時00分（目安）

\*すべて削除

5 「細則－11 降雪時の対応について」 P29

3. 歩道橋の除雪作業と安全指導 ■必要に応じて、学校に保管してある除雪用スコップを使用する。

①除雪方法

\*追加

6 「細則－12 「交通安全母の会」の取り扱いについて」 P30

\*すべて削除